

共同新設分割に係る事後開示書面

(会社法 第 811 条 第 1 項 第 1 号及び会社法施行規則 第 209 条に基づく開示事項)

2022 年 10 月 3 日

岩崎通信機株式会社

岩通マニュファクチャリング株式会社

岩通ケミカルクロス株式会社

2022年10月3日

各位

東京都杉並区久我山一丁目7番地41号
岩崎通信機株式会社
代表取締役社長 木村 彰吾

福島県須賀川市前田川字宮の前 216-1
岩通マニュファクチャリング株式会社
代表取締役社長 平原 一昭

東京都杉並区久我山一丁目7番地41号
岩通ケミカルクロス株式会社
代表取締役社長 百武 勇人

共同新設分割に係る事後開示書面

(会社法 会社法 第811条 第1項 第1号及び会社法施行規則 第209条に基づく開示事項)

岩崎通信機株式会社(以下「甲」といいます。)及び岩通マニュファクチャリング株式会社(以下「乙」といいます。)は、2022年8月19日付にて作成した共同新設分割計画書に基づき、2022年10月3日を効力発生日として、甲の印刷システム事業(ただし、名刺カッター及びラベル印刷機に関する事業を除く)並びに乙の栃木事業所における事業に関して有する権利義務を、新たに設立する岩通ケミカルクロス株式会社(以下「新会社」といいます)に承継させる共同新設分割(以下「本件分割」といいます。)を行いました。

本件分割に関して、会社法 第811条 第1項 第1号及び会社法施行規則 第209条の定めるところにより、以下の事項を記載した書面を各社の本店に備置します。

記

1. 本件分割が効力を生じた日(会社法施行規則第209条第1号)

2022年10月3日

2. 会社法第805条の2の規定による請求に係る手続きの経過(会社法施行規則第209条第2号)

本件分割は、甲及び乙において、会社法第805条の規定による簡易新設分割に該当するため、同法第805条の2但書により、反対株主による本件分割の差止請求に係る手続きは行われており

ません。

3. 会社法第 806 条、第 808 条及び 810 条の規定による手続きの経過(会社法施行規則第 209 条第 3 号)

(1) 会社法第 806 条の規定による手続きの経過

本件分割は、甲及び乙において、会社法第 805 条の規定による簡易新設分割に該当するため、同法第 806 条の適用はなく、反対株主の株式買取請求に係る手続きは行われておりません。

(2) 会社法第 808 条の規定による手続きの経過

本件分割に際して分割会社は新株予約権及び新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はありません。

(3) 会社法第 810 条の規定による手続きの経過

甲及び乙は、会社法第 810 条第 2 項及び第 3 項に基づき、2022 年 8 月 29 日付官報及び同日付で開始した電子公告において、会社法第 810 条第 2 項及び第 3 項に定める公告を行いました。所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本件分割により新会社が甲及び乙から承継した重要な権利義務に関する事項(会社法施行規則第 209 条第 4 号)

新会社は、2022 年 10 月 3 日をもって、甲及び乙それぞれから、共同新設分割計画書の定めに従い、甲の印刷システム事業(ただし、名刺カッター及びラベル印刷機に関する事業を除く)並びに乙の栃木事業所における事業に関する資産、債務、その他の権利義務を承継いたしました。

5. その他本件分割に関する重要な事項(会社法施行規則第 209 条第 5 号)

該当事項はありません。

以上